

～集団資源回収のご担当の方へお渡ししてください～



令和6年度版

集団資源回収 マニュアル

集団資源回収事業報償金交付制度のあらまし

★必ずご確認ください★

よくあるご質問・最近のトピック

①:報償金の単価が6円から**7円**に変更となりました!
1円アップしました!!!

※これに伴い、報償金申請書の単価も変更となっておりますので、旧様式との混同にご注意ください。

②:団体情報が印字済の報償金申請書をご利用ください。

※今回お送りする郵送物に同封しています。修正が無ければ「住所と名前の記入のみ」していただく用紙です。

所沢市では、市民の皆さんが地域内で積極的なリサイクル活動が図れるように、平成3年4月から「所沢市集団資源回収報償金交付制度」を実施しています。

集団資源回収を新たに始めようとする皆様には、制度のあらましと実施方法のアドバイスとして、また、すでに実施している団体の皆様には、さらに有意義な活動を行うための資料として、本マニュアルをご活用いただければ幸いです。

目次

- P.1 集団資源回収とは
- P.2 集団資源回収のはじめかた
- P.6 年間スケジュール
- P.7 報償金の申請手続き
- P.8 申請書の記入のしかた
- P.10 実施報告書
- P.11 収支報告書について
- P.13 団体登録情報の変更
- P.15 行政回収に代わる集団資源回収（行代集）
- P.19 古紙類の出し方
- P.23 布類の出し方
- P.24 アルミ缶・スチール缶・生きびんの出し方
- P.25 所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱
- P.28 様式集
- P.32 資源物の持ち去り業者にご注意ください！
- P.33 集団資源回収事業登録業者一覧表
- P.36 参考ホームページ



集団資源回収とは

自治会・町内会・子供会などの団体が、自主的活動として資源回収を実施した際、回収実績に応じて市から報償金を支払う制度です。

受け取った報償金は、イベントの経費や備品購入等、団体の活動費としてご利用いただけます。

～イメージ図～



①団体が資源回収を実施



②市役所に申請



③団体に対し報償金交付

～団体や資源回収の条件～

- 所沢市内の非営利団体であること
営利団体や他市町村の団体は登録できません。
- 地域内で回収したものであること
他所からの持ち込み、ごみ集積所からの抜き取りは行わないでください。
- 一般家庭から集めること
オフィスや商店等、家庭以外の場所から集めないでください。業務で発生したごみは、各事業所に処理責任があります。

これらを回収すると
1kgあたり7円の
報償金が交付されます♪



報償金対象品目（全8品目）

- | | |
|------------|-------------------------|
| ◆ 新聞 | ◆ スチール缶 |
| ◆ 雑誌・雑がみ | ◆ アルミ缶 |
| ◆ 段ボール | ◆ 紙パック
(500ml 以上のもの) |
| ◆ 布類（古着など） | ◆ 生きびん
(1本あたり7円) |

集団資源回収の メリット

1. 報償金を団体の活動資金として活用できます。
2. ごみの減量・リサイクルにつながります。
3. 地域のコミュニティづくりに役立ちます。
4. 環境教育・学習の場となります。

集団資源回収のはじめかた

団体を構成する皆様、そして契約する回収業者との綿密な打ち合わせが重要です。

① 団体内で打ち合わせ

自治会・町内会・子供会などの団体で、集団資源回収について話し合いをして、合意を図ります。

② 回収業者の選定

方針が定まったら、所沢市集団資源回収事業登録業者の中から条件の合う業者を選び、回収の打ち合わせ及び契約をします。

③ 市役所で団体登録

資源回収の日程調整や業者との契約が済んだら、市役所に団体登録の申請書を提出します。

④ 回収日時、場所を周知

地域のみなさんに集団資源回収の開始、回収の日時場所等をPRします。

⑤ 回収

業者と設定した回収日に、資源物を回収してもらいましょう。業者から書類が届きますので、申請まで大切に保管してください。

⑥ 報償金の申請

年に3回、報償金の申請をします。
申請方法は [P.7 参照](#)

⑦ 振込み

申請から約1か月半後、指定の口座に報償金が振り込まれます。
振込みの直前には、振込額をお知らせする「決定通知書」を送付します。

《ポイント①》団体内で打ち合わせ



回収を円滑に進めるために団体内でよく話し合しましょう。

- 定期的実施できるよう調整しましょう。 [例] 年に何回やるか、何曜日にやるか etc…
- 担当の割り振りは、特定の人に負担が偏らないようにしましょう。
- 報償金の使用目的も事前に話し合っておきましょう。

《お願い》ごみ収集に支障をきたすため、月～金に集積所を利用して回収するのはおやめください。

《ポイント②》回収業者の選定

P. 33～35 掲載の登録業者から、任意の業者と契約をします。

《注意》登録業者による回収でなければ、報償金交付対象となりません。

- **いつ？** 祝日も含めて、設定した日に必ず回収できるか確認してください。
- **何を？** 業者によって回収品目が異なります。P. 33～35 の一覧に回収可能品目も掲載されているので、事前にご確認ください。
- **どこで？** 資源物を引き渡す方法を確認してください。
想定される方法…
 - 業者が各回収場所を回収して回る
 - 1か所にまとめた資源物を業者が一括で引き取り
 - 団体が直接業者に資源物を持ち込む
- **いくらで？** 資源物は無償で引き渡す場合と、有償で買い取られる場合の2パターンがあります。品目や市況によって対応が異なりますので、各品目の引き取り条件は十分にご確認ください。
買い取りによる収入金の受け取り方法も、業者と調整してください。
※業者の買取価格は、報償金の交付には影響しません。

《ポイント③》市役所で団体登録

資源回収の日程や業者が決まったら、所沢市役所5階資源循環推進課に以下の書類を提出してください。

1. 登録申請書 (P.28の「様式第1号」)
2. 団体規約の写し (定款や会則等、規約に相当するもの)
3. 団体名義の通帳 (表紙と1ページ目の写し)



団体登録が完了したら、報償金の申請が可能になります！



よくある質問 ～回収開始編～

Q. もらった報償金は何に使えばいいんですか？

- A. 使用例としては、団体が主催する夏祭りやクリスマス会等の経費、共用部分の蛍光灯やカラース除けネット等の備品購入、集会所の修繕費等が挙げられます。
ただし、一部の会員のみで報償金を分配すること等は認められません。

Q. P.1の「報償金対象品目」を全部回収しないといけないんですか？

- A. 回収は一部の品目だけで構いません。どの品目を回収するかは団体の皆様でご相談ください。

Q. P.1の「1kgあたりの単価」は、変わる予定はありますか？

- A. 令和5年度までは1kgあたり6円でしたが、令和6年4月より7円に変更となりました。
なお、年度途中で単価が変わることはありません。

Q. P.1にある「オフィスや商店等から資源回収してはいけない」というのはなぜですか？ 地域のお店が資源回収に協力すると仰っているので、この申し出を受けたいです！

- A. ごみ処理に関わる最も重要な法律「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「^{はいそうほう}廃掃法」という）」において、ごみは2つに大別されます。1つは日常生活を営む上で出る「家庭系」、もう1つは事業活動（仕事）をする上で生じる「事業系」です。このうち事業系ごみは、事業者の責任で処理するように規定されています。
つまり、事業によって発生したごみは、例え資源化目的であっても、他者に処分の責任を負わせることはできないのです。

Q. 資源物はどのように出せばいいんですか？

- A. 分別・排出方法は、基本的に市のごみ出しと同じです。P.19～24に詳しい分別方法を掲載しておりますので、併せてご確認ください。
回収する日程や場所は、団体の皆様及び回収業者とご相談ください。

Q. 市のごみ収集日に合わせて回収したいのですが。

- A. 通常のごみ収集に支障をきたすので、月～金曜日に、ごみ集積所を使って回収するのはおやめください。
- ➡ 月～金に回収したい場合…集積所ではない場所で集めてください
 - ➡ 集積所を利用したい場合…ごみ収集のない土日に収集日を設定してください

★例外として行政回収に代わる集団資源回収（以下「^{ぎょうだいしゅう}行代集」という）を実施する自治会・町内会・マンション管理組合は、市の指定する「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の日に回収を行うことができます。（行代集の詳細はP.15を参照）

Q. どの回収業者を選べばいいんですか？

- A. 回収する品目を決めていただいた上で、P.33～35の「集団資源回収事業登録業者一覧表」掲載業者の中からお選びください。例えば布類を回収する場合は、表中の「布類」に○が付いている業者から選定します。

Q. 契約したい業者がいるのだけど一覧表に載っていません。どうすればいいですか？

A. 一覧表掲載業者による回収でなければ、報償金の交付対象となりません。
契約を検討している業者が登録業者でない場合は、改めて選定してください。

Q. 報償金はどうやって受け取るのですか？

A. 年に3回、市の窓口で回収実績を添えて申請をする必要があります。申請方法はP.7をご覧ください。ご申請いただいた後、内容を審査して団体名義の口座に振り込みます。

Q. 報償金が振り込まれるのはいつですか？

A. **7月申請分…9月** **11月申請分…1月** **3月申請分…5月** にそれぞれ振込を行います。
振込日の直前に、振込額や振込日を記載した「集団資源回収事業報償金交付決定通知書」を団体の代表者様向けにお送りいたします。

Q. 提出書類の「交付申請書」は、市役所窓口まで受け取りに行かなければなりませんか？

A. 上記「決定通知書」等のお知らせと併せて、新しい交付申請書をお送りします。
そのほかにも、P.29の様式をコピー、もしくは所沢市ホームページ掲載の様式を印刷した用紙でも申請が可能です。

Q. 提出書類の「団体名義の通帳の写し」は、表紙だけあれば十分なのでは？

A. 表紙では名義の読み方が不明ですので、1ページ目のカタカナ表記も確認しております。

Q. 団体の口座は「ゆうちょ」でも構いませんか？

A. ゆうちょ銀行も登録可能です。

Q. 集積所からアルミ缶を集める予定です。違法業者だと誤解されないように、腕章やゼッケン等の目印があれば、人数分欲しいのですが。

A. 集積所に出されたものから資源物を集めるのは**持ち去り行為**に当たりますので、絶対に行わないでください。集積所の資源物を運んでもよいのは、下記①～③のいずれかです。

①市直営のごみ収集

②市がごみ収集を委託した業者

③「行代集」の契約を結んだ回収業者（行代集の詳細はP.15参照）

たとえ集団資源回収の登録団体であっても、集積所から報償金対象品目を選別し、持ち出すことは認められません。

また、対象外の品目も含めて持ち出すのは「廃掃法」における**無許可営業**にあたり、処罰の対象となります。（NG例：アルミ缶と一緒にびんやスプレー缶も持ち帰る）



年間スケジュール

1年度(4月～翌年3月まで)の流れ

4月	第1期	代表者が変わった場合は申請書を提出 	⇒ 新しい方が決まり次第
5月		決定通知の送付、昨年度第3期(11月～3月分)報償金の入金 	
6月		最新版マニュアル郵送 	
7月	第2期	第1期(4月～7月分)の申請 	⇒ 7月31日まで
8月			
9月		決定通知の送付、第1期報償金の入金 	
10月	第3期		
11月		第2期(8月～11月分)の申請 	⇒ 11月30日まで
12月			
1月	第3期	決定通知の送付、第2期報償金の入金 	 締切厳守
2月			
3月		第3期(12月～3月分)の申請 	⇒ 3月31日まで

※回収日程の都合等で締め切りに間に合わない場合は必ず事前にご連絡ください！

報償金の申請手続き

■ 申請の締切

第1期（4～7月分） 7月31日 まで

第2期（8～11月分） 11月30日 まで

第3期（12～3月分） 3月31日 まで

*土曜日・日曜日はリサイクルふれあい館のみの受付です。

《重要》

◆年度をまたいだ申請はできません。締切日は厳守してください！もし間に合わない場合は、必ず事前にご相談ください！

■ 申請に必要な持ち物

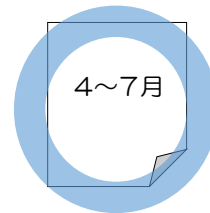
① 集団資源回収事業報償金交付申請書

※左上に「様式第3号」と書かれたA4サイズの内紙  1回の申請で1枚だけ使用します

② 集団資源回収実施報告書

※A5サイズの複写用紙【業者発行】

※実施報告書の内容がお手持ちの計量票の内容と合っていることを、回収の都度必ずご確認ください。相違が見つかった場合は、提出前に回収業者へ修正いただいてからご提出ください。



③ 預金通帳 ※名義等の変更がなければ不要

④ 集団資源回収実施団体登録（登録事項変更）申請書

※名義等の変更がなければ不要

※左上に「様式第1号」と書かれたA4サイズの内紙

■ 提出先

下記のいずれかに申請書をお持ちいただくほか、**郵送での提出も可能です（各期の締切日必着を厳守してください）！**

なお、郵送の場合は資源循環推進課あてに郵送してください。

郵送の場合は
こちらまで

資源循環推進課 …〒359-8501 所沢市並木1-1-1（所沢市役所5階）
営業：月～金 8:30～17:15 TEL：04-2998-9146

リサイクルふれあい館 …所沢市日比田620-1 ※祝日休館
営業：火～日 8:30～17:00 TEL 04-2994-5374

A

団体・代表者の情報

団体名は、あらかじめ印字しております。誤りがないかご確認ください。
住所・氏名・電話番号はご記入ください。

Aに記入する情報が前回の申請と異なる場合は、変更の届出が必要です。(P. 14 参照)

B

口座の情報

口座情報は、あらかじめ印字しております。誤りがないかご確認ください。
修正がある場合は通帳に記載されている情報を正確にご記入ください。

注意 口座情報が変わると、振込ができません。名義人の変更や解約手続きは、
振込が完了したことを確認してから行ってください。

C

職員記入欄（記入しないでください）

ここには、いただいた実施報告書をもとに、市が各品目の回収量合計および報償金交付金額を記入します。

団体の皆様にご記入いただく必要はございませんので、空欄のままご提出ください。



よくある質問 ～申請書編～

Q. 申請書は、窓口まで受け取りに行かなければならないのですか？

A. 年に3回申請書を郵送しております。
その他にP. 29をA4版でコピーする、所沢市HPから印刷することもできます。
→「集団資源回収」でサイト内検索🔍

Q. 書き間違えたら修正できますか？

A. 二重線で修正できます。
修正液や砂消しは使用しないでください。

Q. 「実施報告書」と単価が違うような…？

A. 実施報告書の単価は、業者が資源物を買う際のもので、
報償金の単価は、令和6年度以降1kgあたり7円です。(生きびんのみ1本7円)

Q. 回収量に小数点があるときの扱いはどうなるの？

A. 計算の際に端数を切り捨てて扱います。
例 1.2kg、3.4kg、5.6kgの計算は
 $1+3+5=9$ になります。

Q. 郵送で提出できますか？

A. 可能です。郵送の際は、以下の宛先までお送りください。

■宛先■

〒359-8501

所沢市並木1-1-1

所沢市 資源循環推進課 あて

《重要》 次の書類も、申請書と併せて提出してください。

■ 集団資源回収実施報告書

資源回収を実施する度に、回収業者から発行・送付されます。
 A5サイズ（申請書の半分）で、複写式になっているのが特徴です。
 お手元に届きましたら、下図の ○ 部分に記入してください。
 市役所に提出するのは、一番上の白い用紙のみです。

【記入例】
団体→市役所提出

集団資源回収実施報告書

(あて先) 所 沢 市 長

団 体 名 ○○○○○自治会

代表者住所 所沢市○○町○○-○○

氏 名 所沢 太郎 印

電 話 (2900) 0000

集団資源回収により、右のとおり下記の業者
 者に売り渡したことを報告します。

記

業 者 名 △△ 株式会社

住 所 所沢市△△町○○-○○

代表者名 △△△△△

電 話 (0000) △△△△

(○年 △月 ×日実施)

品 目	数 量	単 価	売却金額
新聞	500 Kg	4 円	2,000 円
雑誌	300 Kg	1 円	300 円
段ボール	200 Kg	3 円	600 円
布 類	100 Kg	0 円	0 円
スチール缶	100 Kg	10 円	1,000 円
アルミ缶	50 Kg	20 円	1,000 円
	10.5 Kg	3 円	310 円
	5 本		
合 計			5,210 円

※ この報告書は、所沢市集団資源回収事業報償金交付申請書に添付してください。

令和4年度から
押印は不要です

業者記入欄

令和4年度から
押印は不要です

業者記入欄



よくある質問 ～実施報告書編～

**Q. 買取額は、報償金から差し引かれたり
しませんか？**

A. 報償金の交付額には一切影響しません。

Q. うちの無料で回収されているようですが？

A. 回収の無償・有償は業者とご相談ください。

Q. 去年と買取額が違うのはなぜですか？

A. 資源物の取引価格は、品目や市況によって変化します。

**Q. 各品目の買取額に合わせて報償金の
単価も変えるべきでは？**

A. 報償金は、リサイクルの実績に対して支払いますので、品目や取引価格に左右されません。また、年度の途中で変わることもありません。

Q. 中々業者から送られて来ませんが…

A. 発行まで 1 週間以上かかる場合もあるようです。特に第 3 期の申請前は、早めに発行するよう業者に依頼してください。

収支報告書 について

P.1でご案内したとおり、報償金の交付対象は営利を目的としない団体です。

今までは登録団体の活動が営利目的でないことを確認するため、毎年1回「収支報告書」にて、収支にかかる経理のご報告をお願いしておりましたが、令和4年度からは「収支報告書」のご提出は求めません。

しかし、所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱第9条にて「報償金の交付を受けた登録団体は、報償金の収支に係る経理を明確にしておかなければならない」としていることから、引き続き収支報告書の作成はしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、同条2項にもあるように「必要があると認めるときは」ご提出を求めますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

★要綱はP.25～27をご参照ください。

- ・ 収支報告書作成の参考までに、以下に過去の内容をそのまま掲載しております。
- ・ 指定の様式はありません。12ページの必ず記載するものが記載されていれば、タイトルも含めて形式は自由です。総会の会計報告、出納帳簿等の既存資料のコピーでも問題ありません。
- ・ 内容について不明な点がある場合、支払金額の分かる領収証や通帳の提出を求める場合がございます。あらかじめご了承ください。



よくある質問 ～収支報告書編～

Q. 収支報告書を郵送で提出できますか？

A. 提出可能です。市役所資源循環推進課までお送りください。

Q. 記名・押印する役員は、代表者と会計担当でなければダメですか？

A. 役職に指定はございませんので、他の役職の方でも大丈夫です。

Q. 前任者に記名・押印してもらうのが難しい場合はどうすれば？

A. 新役員でも構いません。

Q. 手書きのノートしか記録がないのですが…

A. 手書きのノートの写しでも構いません。

Q. 日付は和暦にした方がいいですか？

A. 西暦・和暦どちらでも構いません。

Q. 資源回収の部分だけ抜粋すればいいですか？

A. 資源回収以外の記録も必要です。

Q. 既存資料をコピーする場合、印影はコピーでも大丈夫ですか？

A. コピーでも構いません。

Q. もし提出しないと、どうなりますか？

A. 再三にわたる提出依頼に応じない、虚偽の報告等の悪質なケースは、是正指導や交付決定取消、団体登録抹消の対象となります。(要綱第10条、第13条に基づくもの)

団体登録情報の変更

こんなときは
変更の届け出が必要です！



1. 年度替わりに伴って、役員(代表者)を交代した
2. 団体名を変えたい
3. 収集するものを増やしたい or 減らしたい
4. 回収日程を変える予定だ
5. 回収業者を変更することが決まった
6. 振込先口座を変更する

上記の変更事項のうち、1～5に当てはまる場合は、P. 28掲載の「様式第1号」の申請書を提出してください。

6の「口座変更」の場合は、通帳のコピーを提出してください。(通帳の表紙と、支店情報等が書いてある1ページ目の2枚)

新任の方への引き継ぎ事項

役員交代で資源回収業務を引き継がれる方は、以下の情報を新任の方へ伝えてください！

❖ 資源回収のやり方

契約している業者、近隣の方へのお知らせ方法、回収当日にやるべきこと、業者から届く書類等、資源回収に関わる事務や準備を伝えるとスムーズです！

❖ 「変更届」の提出

先述のとおり、代表者が変わる場合は届け出が必要です。報償金に関わる諸々の連絡は代表の方に行いますので、速やかに届け出てください。

なお、届け出るのは前任の方・新任の方どちらでも構いません。

❖ 『集団資源回収マニュアル』の受け取り

最新版マニュアルは代表者様宛てに1部送付いたします。2部以上必要な場合や紛失してしまった場合は、資源循環推進課窓口で受け取ることができます。

また、市ホームページではカラー版のマニュアルを公開しております。

❖ 「収支報告書」の作成

提出は求めませんが、作成はしていただくようお願いいたします (P.11～12参照)。

❖ 年3回の「報償金交付申請」

報償金を受け取るためには、年3回の申請が必要です (P.7～10参照)。

特に年度末は、締切を過ぎると申請できません。 申請期限には十分ご注意ください。

変更申請の記入例

★こちらの例は「代表者変更」を想定したものです。

様式第1号

集団資源回収実施団体登録（登録事項変更）申請書

(宛先) 所沢市長

欄外は旧代表者

変更していない箇所も含めて、全ての項目に記入してください

申請者 住所 所沢市〇〇町△△-▲▲
氏名 資源 花子
電話 04 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

所 枠内は新代表者 報償金交付要綱第4条の規定に基づき 市役所に届けてある名称を正確に!

団 体	〇〇〇〇〇子供会△△支部		
代 表 者	住所	所沢市〇〇町□□-■	
	フリガナ	トコサワ タロウ	電話 090 (××××) ▽▽▽▽
	氏名	所沢 太郎	
構 成 人 員	100 人		
世 帯 数	30 世帯		
回 収 地 域	〇〇町△△支部 内		
回 収 品 目 該当する番号に○印をしてください。	① 紙 類	2 布 類	3 スチール缶
	4 アルミ缶	⑤ 紙パック	6 生きびん
年 間 実 施 計 画 該当する番号に○印をしてください。	1 毎月 (1) 回		第 (2) (日) 曜日
	2 その他 ()		第 () () 曜日
登 録 業 者 名	株式会社〇〇〇〇		
登 録 開 始 日 又 は 変 更 が 生 じ る 日	令和 ●年 4月 1日		

平日の日中につながりやすい番号を記入



よくある質問 ~変更申請編~

Q. 「代表者」とは、団体の会長ですか？

A. 会長である必要はありません。報償金に関する連絡は、代表者として登録された方に対して行います。そのため、実務を担当される方を登録することをおすすめします。

Q. 正確な世帯数や人数がわかりません。

A. 構成人員と世帯数は大まかで構いません。

Q. 回収業者は2社と契約しているのですが…

A. 複数社と契約している場合は全ての業者を記載してください。

Q. 郵送で提出できますか？

A. 郵送でもお受けいたします。

行政回収に代わる集団資源回収（行代集）

※重要※

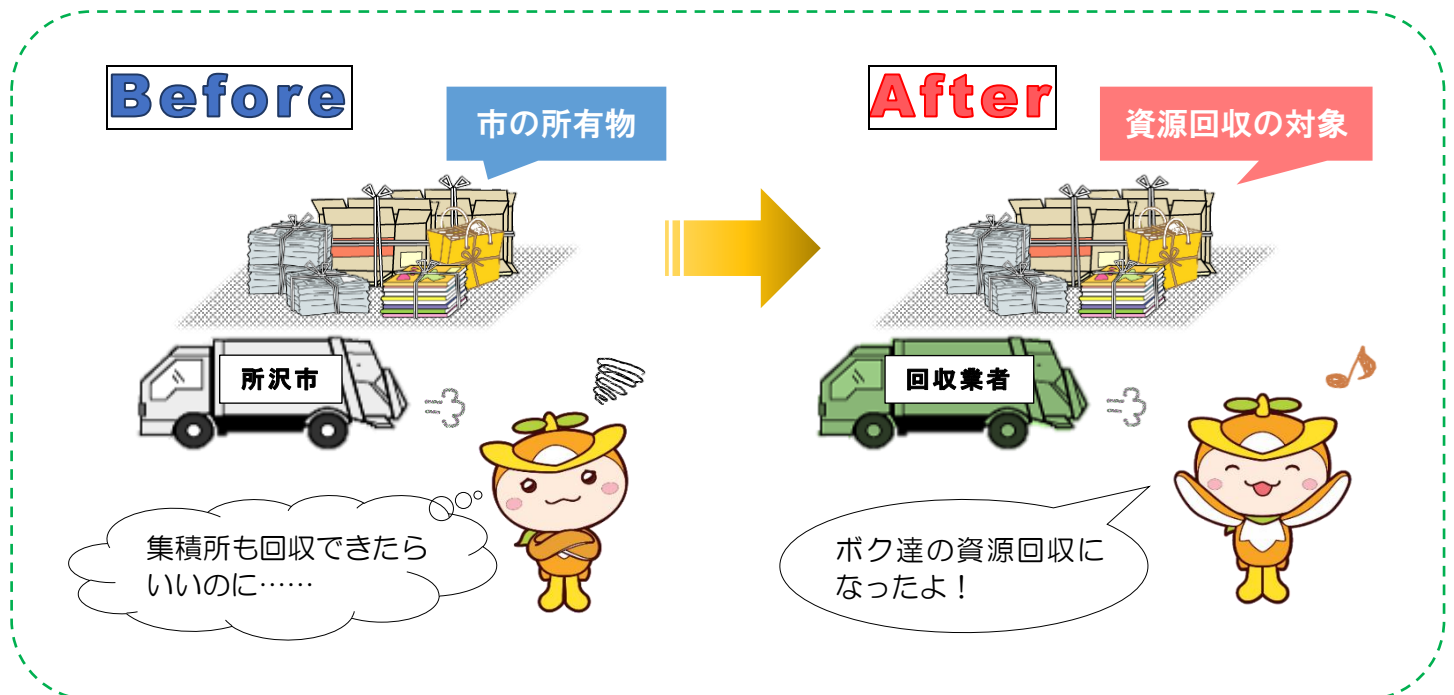
行代集は、集積所を管理・所有している自治会・町内会・マンション管理組合を対象とした制度です。その他の団体（子供会、長生クラブ等）はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

原則、集積所に出された資源物は市の所有物であり、集団資源回収を実施する団体であっても、これを回収することは認められません。

しかし、**行政回収に代わる集団資源回収（行代集）**という仕組みを利用すれば、市指定の「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の収集日に、市に代わって団体が契約した回収業者が集積所の資源物を収集できるようになります。

当該日に収集した資源物は、資源回収実績として報償金交付の対象になります。

～行代集イメージ図～



◆ 行代集実施の条件

自治会・町内会・マンションの管理組合のいずれかが、市が指定する「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の収集日に、年間を通じて回収することが条件です。

★収集日程は地域により異なります。日程はごみ分別パンフレット『家庭の資源とごみの分け方・出し方』にてご確認ください。

◆ 行代集の回収品目

必ず回収すべきもの…新聞、雑誌、雑がみ、段ボールにあたる物

★上記以外の品目（アルミ缶、布類等）については、団体内および回収業者と協議し、古紙類の収集に支障が生じない範囲で回収することができます。（対象品目一覧はP.1参照）

◆ 行代集のメリット・デメリット

メリット

● 利便性向上

通常のごみ出しと同じですので、日時や場所を調整して回収をする必要がなくなります。また、団体役員による当日の「立ち番」が不要です。

● 収益アップ

行代集を開始した団体は、平均して1.5倍回収量が増加しています。資源回収に消極的な世帯や、自治会員でない住民（アパート居住者等）の資源物を回収できるようになるのが増加の理由と考えられます。

デメリット

● 回収の責任

市が指定した収集日に、上記の**必ず回収すべきもの**を収集する義務が生じます。団体または回収業者の都合で収集日程をずらしたり、特定の品目を除外することは認められません。

● 問題への対応

収集トラブルが発生した場合は、団体または回収業者が早急に対応しなければなりません。当該日のトラブルについては、市では対応いたしかねますので、ご承知おきください。

◆ 円滑な行代集のためにやるべきこと

① 必ず収集が行われるように回収業者と調整する

日程や天候等に関わらず、市指定の「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」収集日に集積所に出された物は**必ず**回収するように、回収業者と事前に調整してください。

実際に起こった問題

- ・回収業者の都合により、「雑がみ」として出された物が回収されなかった。
- ・布類の収集も行っている団体において、回収業者が「本日は雨天のため布類の回収は行わない」として布類だけ残置されてしまった。
- ・1月4日が行代集にあたる地域において、回収業者の正月休みと被るのを避けるため、収集日程をずらそうとした。

② 地域の方々への周知・啓発

「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の収集日は、**団体による**資源回収の日である旨を地域の方々へ周知し、正しい分別が行われるよう啓発を行ってください。

地域の中には、アパート居住者等、団体の会員でない方もいらっしゃいます。そういった方々にも協力していただけるように、行代集を始める直前や、開始から間もない期間は、特に念入りな周知啓発が必要です。

周知・啓発の具体例

- ・お知らせを作成し、地域内で回覧したり、ポストに投函する。
- ・出してよい物の例や分別方法、排出してよい時間をポスターやチラシ等で明示する。
- ・地域内の集積所に、回収業者や団体担当者の連絡先を掲示する。



③ 収集トラブルへの対応

行代集当日にトラブルが起こった場合は、団体の方々や回収業者で対応していただきます。回収業者との事前協議や団体内の話し合いで、対処方法を決めておいてください。

よく起こるトラブル

- ・後出し…収集が終わった後にごみを出されてしまうこと。翌日以降までごみが残ってしまう。
- ・分別誤り…誤ったごみ出しのこと。ごみが混ざっていると、業者が残置することも。
- ・収集遅れ…交通事情や悪天候等の影響により、予定より収集が遅れてしまうこと。
- ・取り残し…回収業者が特定の集積所の収集を忘れてしまうこと。



よくある質問 ～行代集編～

Q. 来月から始めたいのですが、今から申請して間に合いますか？

A. 市の収集を止めるために調整が必要ですので、遅くとも開始予定日の1か月前にはご申請ください。

Q. 「燃やせるごみ」等、他のごみ収集はどうなりますか？

A. 通常どおり市が収集します。市の収集が止まるのは「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の日のみです。

Q. “新聞・雑誌・雑がみ・段ボールに当たるもの”とは？

A. 各戸配布のパンフレット『家庭の資源とごみの分け方・出し方』をご参照ください。(右図は令和3年3月発行のもの)

Q. 自治会の範囲が広く、区域内で収集日程が異なるのですが。

A. 1つの自治会・町内会内で複数の収集日程があるケースにおいても、該当日すべてで行代集を実施してください。



Q. 新聞等の古紙とあわせて古布も回収したいのですが、可能ですか？

A. 回収業者が対応可能であれば、古紙以外の品目を集積所に出すことができます。
行代集当日は市の収集が無いので、ごみ収集に影響しないのが出せる理由です。

Q. これまでは第3土曜日に資源回収を実施してきました。混乱を避けるため、行代集と併せて土曜の回収も継続したいのですが、可能ですか？

A. 市指定の日程に加えて、任意の回収日をつけることも可能です。
任意の回収日は、平日にごみ集積所を使うのを避けて、通常のごみ収集に支障がないように設定してください。

Q. 「びん・かん・スプレー缶」収集日に、アルミ缶だけ行代集にしたいです。

A. 運搬先が異なる資源物が混在していると、収集現場の混乱を招くので認められません。
古紙以外の品目も回収する場合は、業者と調整の上「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の日に回収するか、土曜・日曜に回収してください。

Q. なぜ祝日でも収集しなければならないのですか？

A. 所沢市のごみ出しルールにおいて、月～金曜日は、祝日であってもごみ収集を実施することになっています。住民の皆様の混乱を避けるため、行代集においても、このルールは例外ではありません。

Q. 他団体との兼ね合いがあるので、△月と▽月は市で収集して欲しいのですが。

A. 年間を通じて回収できない場合は、行代集として認められません。

Q. なぜ市で収集トラブルの対応をしてくれないのですか？

A. 行代集は団体と回収業者の契約に基づいて実施するものであること、また、当該日に市による収集を行わないことから、市ではトラブルに関する責任を負いかねます。
なお、「燃やせるごみ」等、他の品目の収集トラブルは市が対応いたします。

Q. 行代集にすると、戸別収集（玄関先からの回収）をしてくれると聞いたのですが？

A. 業者により対応は異なりますので、事前に対応の可否をご確認ください。なお、戸別収集を実施する場合でも集積所の収集は必須です。

Q. なぜ子供会や長生クラブ等の実施は認められないのですか？

A. 行代集のねらいの1つに「収集経費削減」があるためです。
市の収集エリアが少なくなれば、その分収集にかかる経費を減らすことができます。
数か所の集積所だけ収集を止めるのは、経費削減効果が無い上、収集責任の所在が不明確になります。自治会・町内会のように広範囲で、またはマンションのように大量に排出される箇所ので、収集を止める必要があるのです。

行代集を
ご検討中の
皆様！

まずはご相談ください!!

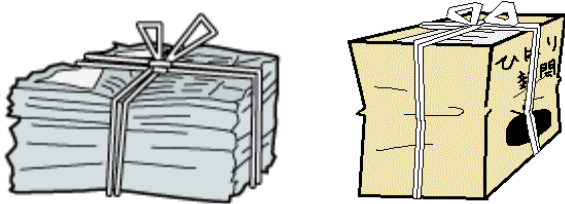


古紙類の出し方

★ 縛る紐は、なるべく紙製の紐を利用してください。

～新聞～

折りたたんで紐で縛るか、紙製の新聞整理袋に入れて縛ってください。



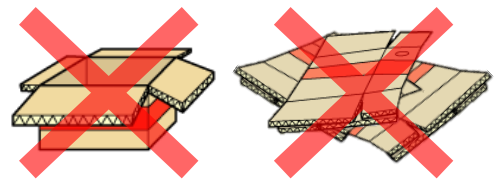
※ ビニール袋には入れないで！

～段ボール～



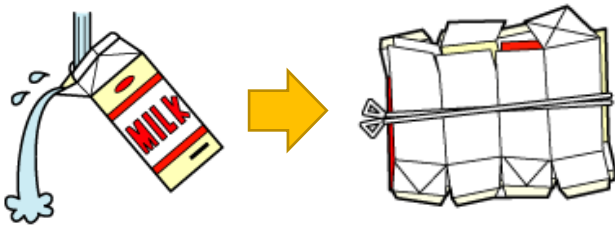
折りたたんでから、崩れないように紐で縛ってください。

NG
↳



～紙パック～

中を水ですすいでから、開いて、乾いたら紐で束ねてだします。



！ 牛乳パックは 500ml 以上 の物が報償金の交付対象です。
(要綱第3条の規定による)

* コンビニで販売されている紅茶等の紙パック飲料が 500ml です。

* 要綱は P.25 に掲載しています。

～雑誌・雑がみ～

雑誌や書籍、チラシ、ノートは紐で縛って出します。
菓子箱等の細かい雑がみは、以下の方法でお出してください。

- ・紙袋に入れて紐で縛る
- ・空き封筒にまとめる
- ・雑誌の間に挟み込む



平成 30 年 12 月広報にて
雑がみの特集記事を掲載しました♪

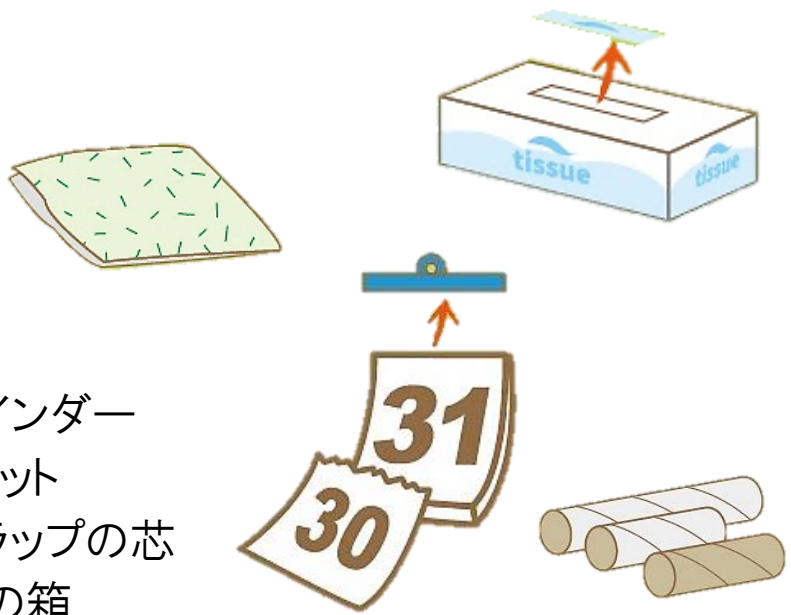
「雑がみ」とは？

新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の紙製品のことで、所沢市の燃やせるごみの中には雑がみが約 13% も含まれています。集団資源回収で回収すれば、報償金の対象として申請することができ、ごみの減量にもつながります。



雑がみとして出せるもの

- ✓ 菓子箱
- ✓ 包装紙
- ✓ 画用紙
- ✓ コピー用紙
- ✓ メモ用紙
- ✓ ノート
- ✓ 紙製のファイル・バインダー
- ✓ パンフレット・リーフレット
- ✓ トイレtpペーパー・ラップの芯
- ✓ ティッシュペーパーの箱
- ✓ カレンダー
- ✓ 封筒・紙袋



❁ 金属部品やビニールは外してください

雑がみとして出せないもの

- ✗ 防水加工された紙製品（紙コップや紙皿）
- ✗ 粘着物がついた紙（シールやふせん）
- ✗ 匂いのついた紙（洗剤や線香の箱）
- ✗ アイロンプリント紙
- ✗ 写真・インクジェット写真用紙
- ✗ カーボン紙・ノーカーボン紙
- ✗ シュレッダー紙
- ✗ 油や食品などで汚れた紙（ピザやケーキの箱）
- ✗ ティッシュペーパー
- ✗ 点字用紙
- ✗ 金紙・銀紙
- ✗ 靴やかばんの詰め物用の紙



怪しい物は「燃やせるごみ」に出しましょう！

! 再生紙の品質に悪影響を及ぼすので、リサイクルできません！





よくある質問 ～紙リサイクル編～

Q. ビニール紐を使ってはいけませんか？

A. ビニール紐も使用可能ですが、紙と一緒にリサイクルできる紙紐の使用を推奨しております。

Q. 他のごみと同じようにビニール袋を使ってはいけませんか？

A. 袋を開ける手間がかかること、リサイクルの現場でごみになることから紐で縛る排出方法をお願いしております。

Q. 新聞に挟まっている折込広告は、「雑がみ」に分けたほうがいいですか？

A. 広告は「雑がみ」としてお出しください。

Q. スケジュール帳は「雑誌」として出せますか？

A. 手帳は「雑誌・雑がみ」として出すことができます。
表紙にビニール製カバーが付いている場合は、カバーを外してからお出しください。

Q. 百科事典のような分厚い本も「雑誌」として出せますか？

A. 書籍であれば、厚さに関係なく「雑誌・雑がみ」としてお出しいただけます。

Q. 子供が学校で使用した物（各種プリント、使い終わったノート、使用済み半紙）は「雑がみ」になりますか？

A. プリントやノートは「雑誌・雑がみ」として出せる物です。
半紙は以下の理由によりリサイクルできませんので、使用済みはもちろん、未使用品も「燃やせるごみ」としてお出しください。

- ・ 墨汁は通常のインクと異なり、インク除去の処理工程で取り除けない
- ・ 木材パルプ以外の原料（楮や三椏等）を用いた製品があるため

Q. 靴や鞆の詰め物用の紙を「雑がみ」として出せないのはなぜですか？

A. 詰め物の中には「昇華転写紙」と呼ばれる紙が混じっているケースがあるためです。
昇華転写紙には熱を加えると気化する特殊なインクが使用されており、再生後の製品に意図しない汚れを発生させる原因となってしまいます。

Q. 「雑がみ」分別のわかりやすい資料はありませんか？

A. 下図のチラシを資源循環推進課窓口にて配布しております。
チラシは所沢市ホームページでもご覧いただけます。

表



裏



Q. P. 19 右下の広報紙を見てみたいのですが、どこで閲覧できますか？

A. 所沢市ホームページ「広報ところざわ電子版」にて、過去の広報紙をご覧いただけます。
平成 30 年 12 月号の特集記事として 1~2 ページ目に掲載されました。

Q. 段ボールに貼られたガムテープや伝票は、そのまま構いませんか？

A. リサイクルできないものに当たるので、外してからお出してください。

Q. 紙パックは洗剤でしっかり洗わないといけませんか？

A. 注ぎ口から水を入れて、軽くゆすぐだけで問題ありません。

Q. 紙パックを乾かす必要はありますか？

A. 回収日まで湿ったまま放置するとカビが発生する恐れがあるので、乾かしてください。

Q. 紙パックを洗わずに出してはいけませんか？

A. ハエやゴキブリ等の害虫や、悪臭が発生する原因になりますので、必ず洗ってからお出しください。

Q. 「500ml 以上の紙パック」という規定だと、学校給食の牛乳パックを報償金の申請に出せないのですが。

A. 給食の牛乳パックは事業系ごみですので、学校に処分の責任があります。

※事業系ごみについては P.4「よくある質問～回収開始編～」を参照

Q. 回収当日に雨が降ったら、出さないほうがいいですか？

A. 紙類はリサイクルの過程で水に投入され、液状のパルプに戻ります。
そのため水に濡れてもリサイクルに影響はありません。

Q. どれも紙で出来ているのだから、全部ひとまとめにして出したいのですが。

A. 同じ紙製品でも、材質・品質によってリサイクルの方法や再生後の製品に違いがあります。
分別の精度を高める程、再生後の製品の質も高まりますので、分別にご協力くださいますようお願いいたします。

～リサイクル後の主な製品～

新聞 → 新聞紙、コピー紙 【一定の品質をキープできるのが強み】

雑誌・雑がみ → ボール紙 【商品のパッケージや本の表紙等、使い道は様々】

段ボール → 段ボール 【原料の古紙利用率は何と 90%以上】

紙パック → トイレトペーパー、ティッシュ 【上質なパルプは衛生用品に】

布類の出し方

雨の日には
出さないで!

布類に出せるもの

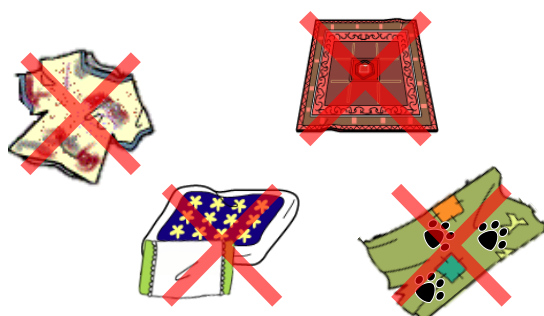
- ✓ 衣服(破け、穴あき、シミ、ボタンの取れた物でも可)
- ✓ ネクタイ・靴下
- ✓ 肌着・下着
- ✓ ハンカチ・スカーフ類
- ✓ タオル・シーツ・毛布類
- ✓ 革製衣類(再使用できるもの)



🌸 ビニール袋に入れてお出してください

布類に出せないもの

- ✗ 泥・油・ペンキ等の汚れがひどい物
- ✗ 布団・枕
- ✗ マット類(カーペット、足拭きマット等)
- ✗ 便座カバー、スリッパ、雑巾
- ✗ ペットに使用した物



よくある質問 ~布リサイクル編~

Q. ビニール袋で出せるのはなぜですか？
紙リサイクルでは使えないのに……

A. 回収品の中には、リユース品として他の方の手に渡る物もあるため、汚れないようにビニール袋の利用をお願いしております。

Q. 回収前にクリーニングに出さなければいけませんか？

A. タンスにしまえる状態であればクリーニングの必要はありません。

Q. 肌着や下着を出すのは抵抗があるのですが……

A. リサイクルを希望しないものは「燃やせるごみ」の日にお出しいただけます。

Q. ボタンやチャックは分別した方がいいですか？

A. 外さずに、そのままお出してください。

Q. 雨の日に出せないのはなぜですか？

A. カビや悪臭が発生すると、再利用できなくなるためです。

Q. 穴あきやシミ付きの服でも出せるのはなぜですか？

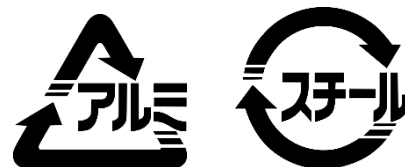
A. リユースに適さない物は反毛原料としてリサイクルするためです。

* 反毛…繊維くずを加工して作るフェルト素材。自動車の内装や建物の断熱材等に使用されます。

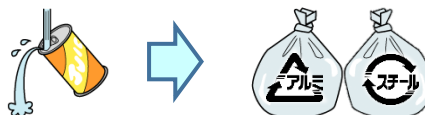
アルミ缶・スチール缶の出し方

アルミ缶・スチール缶に出せるもの

- ✓ **飲料用のアルミ缶・スチール缶のみ**
(要綱第3条の規定による。要綱はP.25参照)



- ✿ 水で軽くゆすいであらってから、アルミとスチールに分別してお出してください。



よくある質問 ～缶リサイクル編～

Q. アルミとスチールを同じ袋に入れてはいけませんか？

A. 市で資源回収の実績を把握するため、分別をお願いしております。また、アルミ缶とスチール缶では回収業者の買取価格が異なります。

Q. 缶詰等、他の缶類を出してはいけませんか？

A. 以下の理由により、「飲料用の缶」に限定させていただいております。

- ・他の金属類との混合品は、業者が仕分け作業をしなければならない
- ・混合品は資源物としての価値が低く、業者による買取額が下がる原因になる

生きびんの出し方

生きびんに出せるもの

- ✓ **リターナブルマークのついたびん**
(ビールびん、一升びん、牛乳びん等)

- ✿ 水で軽くゆすいであらってから、割れないように気を付けてお出してください。



よくある質問 ～生きびんリサイクル編～

Q. 少しヒビが入ってしまったのですが、出しても大丈夫ですか？

A. 生きびんは洗浄・消毒した後に再使用するため、ヒビや割れがある物は出せません。割れた物は「びん・かん・スプレー缶」の日にお出してください。

所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱

平成3年4月1日要綱

所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる資源（以下「資源物」という。）を回収する団体に対し、予算の範囲内で集団資源回収事業報償金（以下「報償金」という。）を交付することにより、資源再利用の促進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(報償金の交付の対象となる団体)

第2条 報償金の交付の対象となる団体は、市内に住所を有する者で組織される営利を目的としない団体（以下「団体」という。）とする。

(対象資源物及び報償金単価等)

第3条 報償金の交付の対象となる資源物の品目及び報償金の単価は、次のとおりとする。

- (1) 紙類 1キログラムにつき7円
- (2) 布類 1キログラムにつき7円
- (3) 生きびん 1本につき7円
- (4) 金属類（飲料用のスチール缶及びアルミ缶に限る。） 1キログラムにつき7円
- (5) 紙パック（500ミリリットル以上のものに限る。） 1キログラムにつき7円

(団体の登録申請)

第4条 報償金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ市に登録するものとし、集団資源回収実施団体登録（登録事項変更）申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。登録事項を変更しようとするときも、同様とする。

(取扱業者の登録申請等)

第5条 集団資源回収事業に参加協力しようとする取扱業者は、あらかじめ市に登録するものとし、集団資源回収事業取扱業者登録（登録事項変更）申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。登録事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による登録に係る内容について公表することができる。

(資源物の引渡し)

第6条 第4条の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）であって、報償金の交付を受けようとするものは、回収した資源物を前条の規定により登録した取扱業者（以下「登録業者」という。）に引き渡すものとする。

(報償金の交付申請)

第7条 報償金の交付の申請は、集団資源回収事業報償金交付申請書(様式第3号)に登録業者の発行する集団資源回収実施報告書(様式第4号)を添えて、次に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日までにしなければならない。

(1) 4月から7月までの実施事業の報償金交付申請 7月31日

(2) 8月から11月までの実施事業の報償金交付申請 11月30日

(3) 12月から3月までの実施事業の報償金交付申請 3月31日

(報償金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、交付の可否及び報償金の額を決定し、速やかに集団資源回収事業報償金交付決定通知書(様式第5号)により、同条の申請を行った登録団体に通知するものとする。

2 前項の報償金額は、第3条に定める単価に、集団資源回収実施報告書に記載された各品目別回収数量(当該数量に1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てた数量)を乗じて得た額の合計とする。

(団体の経理及び報告等)

第9条 報償金の交付を受けた登録団体は、報償金の収支に係る経理を明確にしておかなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、登録団体に報償金の収支に係る経理についての報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、報償金の交付決定を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の交付決定を取り消し、又は既に交付した報償金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(団体登録の取下げ)

第11条 登録団体は、登録を取り下げようとするときは、集団資源回収実施団体登録取下届(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(登録業者の取下げ)

第12条 登録業者は、登録を取り下げようとするときは、集団資源回収事業登録業者登録取下届(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

(団体登録の取消し)

第13条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、是正のため指導を行うものとする。

- (1) 虚偽の登録申請をしたとき。
- (2) 営利を目的として集団資源回収を行ったとき。
- 2 市長は、登録団体が前項の指導に従わないとき、又は第10条各号に該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すものとする。
- 3 市長は、第7条の申請を2年以上行っていない登録団体については、当該登録団体の登録を取り消すことができる。
(登録業者の取消し)

第14条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、是正のため指導を行うものとする。

- (1) 虚偽の登録申請をしたとき。
- (2) 集団資源回収実施報告書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 登録業者としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (4) その他市長が不相当であると認めたとき。
- 2 市長は、登録業者が前項の指導に従わないときは、その登録を取り消すものとする。
(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号

集団資源回収実施団体登録（登録事項変更）申請書

年 月 日

（宛先）所沢市長

申請者 住所 所沢市

氏名

電話

所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱第 4 条の規定に基づき、登録を申請します。

団 体 名			
代 表 者	住所	所沢市	
	フリガナ		電話
	氏名		
構 成 人 員	人		
世 帯 数	世帯		
回 収 地 域			
回 収 品 目 該当する番号に○印 をしてください。	1 紙 類	2 布 類	3 スチール缶
	4 アルミ缶	5 紙パック	6 生きびん
年 間 実 施 計 画 該当する番号に○印 をしてください。	1 毎月 () 回 第 () () 曜日 第 () () 曜日		
	2 その他 ()		
登 録 業 者 名			
登 録 開 始 日 又 は 変 更 が 生 じ る 日	年 月 日		

集団資源回収事業報償金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)所沢市長

団体名

代表者住所

氏名

電話 ()

所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱第7条の規定に基づき、報償金の交付を申請します。

回収実績		集団資源回収実施報告書のとおり		
報 償 金 振 込 先		銀行 信用金庫 農業協同組合		本店 支店 出張所
	預金種目	支店番号	口座番号	
	1. 普通 2. 当座			
	フリガナ			
	口座名義人			

※口座名義人 通帳に記載されている名義人のとおり記入してください。

■以下は職員使用欄です。記入せずにご申請ください。

回収 実績	区分	数量	報償金の単価	金額 (数量×単価)
	新聞	kg	7円	円
	雑誌・雑がみ	kg	7円	円
	段ボール	kg	7円	円
	布類	kg	7円	円
	スチール缶	kg	7円	円
	アルミ缶	kg	7円	円
	紙パック	kg	7円	円
	生きびん	本	7円	円
	合計			

※添付書類 登録(取扱)業者が発行した集団資源回収実施報告書

受付

集団資源回収実施報告書

(宛先) 所 沢 市 長

団 体 名

 代表者住所

 氏 名

 電 話 ()

集団資源回収により、右のとおり下記の登録
 (取扱) 業者に引き渡したことを報告します。

記

業 者 名

 住 所

 代表者名

 電 話 ()

(年 月 日実施)

品 目	数 量	単 価	売却金額
新 聞	kg	円	円
雑誌・雑がみ	kg	円	円
段 ボ ー ル	kg	円	円
布 類	kg	円	円
スチール缶	kg	円	円
アルミ缶	kg	円	円
紙 パ ッ ク	kg	円	円
		円	円
		円	円
合 計			円

※この報告書は、集団資源回収事業報償金交付申請書に添付してください。

様式第6号

集団資源回収実施団体登録取下届

年 月 日

(宛先)所沢市長

住所 所沢市

氏名

電話

所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱第11条の規定に基づき、登録の取下げについて届け出ます。

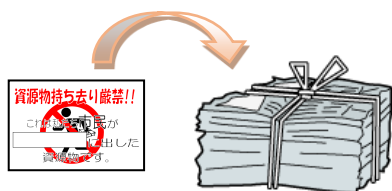
団 体 名			
代 表 者	住 所	所沢市	
	フリガナ		電話
	氏 名		
回 収 地 域			
登録(取扱)業者名			

資源物の持ち去り業者にご注意ください！

集積所に出された資源物が第三者に持ち去られるケースがあります。持ち去りは犯罪ですので、処罰の対象になります。回収業者でない怪しい人物や車両を目撃されたら、**直ちに警察に通報**してください。

持ち去り予防策として、下図の「意思表示紙」をご利用する方法がございます。意思表示紙は市民の方が集団資源回収に出したことが明確になり、持ち去り行為を抑止する効果があります。所沢市のホームページでもダウンロードできます。

新聞や雑誌の一番上に置いて縛ったり…



袋に張り付けたり…



持ち去り業者に直接関わるのは大変危険です！持ち去りの現場に遭遇しても、業者に声をかけたり、写真を撮影するのはおやめください。



資源物持ち去り厳禁!!

これは私たち**市民**が

に出した

資源物です。

集団資源回収事業登録業者一覧表【所沢市内】

※50音順

業者名	HP	〒	所在地	電話番号	紙類	布類	スチール	アルミ	紙ハック	びん
1 飯塚紙業		359-1164	所沢市三ヶ島3-1388-1	04-2948-2639	○	×	×	×	○	×
2 井上商店		359-0021	所沢市東所沢4-11-4 ロイヤルステージ東所沢Ⅱ201	090-9373-2310	○	○	×	○	○	×
3 (株) エコ・クルー	●	359-0002	所沢市中富979	04-2990-5211	○	○	×	○	○	×
4 王子斎藤紙業(株) 西部所沢営業所	●	359-1167	所沢市林1-327	04-2948-0070	○	○	×	×	○	×
5 王子斎藤紙業(株) 東部所沢営業所	●	359-0023	所沢市東所沢和田3-25-16	04-2944-2271	○	○	×	×	○	×
6 岡山紙業		359-1167	所沢市林1-224-4	04-2949-1240	○	○	×	○	○	×
7 (株) 金子商事	●	359-0011	所沢市南永井767-5	04-2944-4097	○	○	×	○	○	×
8 (有) ゴーイング		359-0013	所沢市城978-5	04-2945-5667	×	×	×	○	×	×
9 須永商店		359-0001	所沢市下富920-14	04-2990-5252	○	×	×	○	○	×
10 (株) 長田屋商店		359-1115	所沢市御幸町12-4	04-2922-2413	○	×	×	○	○	×
11 長沼商事(株)	●	359-1167	所沢市林1-306-7	04-2947-8870	×	×	×	○	×	×
12 (株) 中山商事		359-1167	所沢市林2-475-22	04-2949-2343	○	○	×	×	○	×
13 藤原商店		359-1162	所沢市和ヶ原3-272-28	04-2947-2406	○	○	×	○	○	×
14 保谷紙業		359-0041	所沢市中新井1-859-2	04-2942-9170	○	○	×	○	○	×
15 ヤマフジ紙業		359-1145	所沢市山口694-1-105	080-7288-0111	○	○	○	○	○	×

集団資源回収事業登録業者一覧表【所沢市外】.....

※50音順

業者名	HP	〒	所在地	電話番号	紙類	布類	スチール	アルミ	紙ハック	びん
1 (株) 青木		354-0045	入間郡三芳町上富1996-1	049-274-7755	○	×	○	○	×	×
2 (株) 青木商店	●	352-0005	新座市中野1-1-28	048-479-3451	○	○	○	○	○	×
3 (株)青木商店 入間工場	●	358-0033	入間市狭山台3-8-7	04-2997-8862	×	×	○	○	×	×
4 (株)ANEX		350-1313	狭山市上赤坂606	04-2959-1705	○	○	×	○	○	×
5 エコ紙業		350-1327	狭山市笹井2-23-2	04-2968-0350	○	×	×	○	○	×
6 奥山商店(株) 川越営業所		350-1155	川越市下赤坂673-2	049-266-3075	○	○	×	×	×	×
7 小畑商店 (株)		204-0023	清瀬市竹丘2-31-18	042-491-2844	○	○	×	○	○	×
8 (株) 紙商興産	●	350-1153	川越市下松原492-21	049-243-0706	○	○	○	○	○	○
9 関越紙業(株)	●	352-0004	新座市大和田4-11-6	048-479-9201	○	○	×	○	○	×
10 (株) 久米川紙業	●	350-1313	狭山市上赤坂606	04-2958-3036	○	○	×	○	○	×
11 クリーンフォレスト		183-0001	府中市浅間町4-20-97	090-4524-4223	○	○	×	○	○	×
12 グリーンリバース		183-0051	府中市栄町1-23-6	042-362-4956	○	×	×	○	×	×
13 (株) ケイシン	●	189-0003	東村山市久米川町1-48-53 水野ビル1階	042-313-3518	○	○	○	○	○	×
14 (株) 三栄サービス	●	189-0003	東村山市久米川町1-16-5	042-391-5498	○	○	×	○	○	×
15 紙材開発(株)	●	352-0022	新座市本多1-11-3	048-482-0030	○	○	○	○	○	×
16 (株) スリーアール		352-0011	新座市野火止8-17-30-205	048-478-7600	○	○	○	○	○	×
17 (有) 高橋商店		358-0011	入間市下藤沢926-2	04-2936-0165	○	○	×	○	○	×

業者名	HP	〒	所在地	電話番号	紙類	布類	スチール	アルミ	紙ハック	びん
18 西田商店		354-0041	入間郡三芳町 藤久保3959-13	049-259-7956	○	○	×	×	○	×
19 野崎商店		189-0011	東村山市恩多町2-6-10	090-1466-9347	○	○	○	○	○	×
20 福田三商(株) 東村山営業所	●	189-0003	東村山市久米川町5-32-15	042-392-2101	○	○	○	○	○	×
21 (株) ブシュー	●	352-0011	新座市野火止1-13-41	048-479-7578	○	○	×	○	○	×
22 (有) 星野商店 ※HPは「ダスクル」で検索	●	356-0051	ふじみ野市亀久保1-11-3	049-269-1983	○	○	×	○	○	○
23 (有) ホット・ハーツ		350-1233	日高市大字下鹿山504-21	042-989-8888	○	×	×	×	×	×
24 (株) 前原紙業	●	187-0031	小平市小川東町5-19-15	0120-548-848	○	○	○	○	○	×
25 (株)マンモスエコロジー	●	354-0045	入間郡三芳町上富1445-1	049-265-5981	○	○	×	○	○	×
26 むさし野紙業(株) ふじみ野営業所	●	356-0051	ふじみ野市亀久保1613-2	049-269-0601	○	○	○	○	○	×
27 (株) 山田洋治商店	●	352-0012	新座市畑中2-16-36	048-479-6234	○	×	×	×	○	×

* 「紙類」とは、新聞・雑誌・雑がみ・段ボールを指します。

* HPに ● が付いている業者は、インターネット上で自社ホームページを公開しています。
なお、支店の場合は本社のホームページが表示されます。

* 回収作業中は電話に出られない場合があります。
電話が繋がらない場合は、恐れ入りますが時間をおいてから再度おかけ直してください。



参考ホームページ

本マニュアルの更新作業、『集団資源回収 NEWS』の作成等で、データを参照したり素材を使用させていただいているホームページをご紹介します。

リサイクル関連団体

報償金交付対象品目について、リサイクルの手法や歴史等、さらに詳しい情報をご覧ください。

- 公益財団法人 古紙再生促進センター
<http://www.prpc.or.jp/>
- 段ボールリサイクル協議会
<http://www.danrikyo.jp/>
- 全国牛乳容器環境協議会
<http://www.yokankyo.jp/>
- 一般社団法人 繊維リサイクル協会
<http://www.tera-jpn.or.jp/index.html>
- アルミ缶リサイクル協会
<http://www.alumi-can.or.jp/>
- スチール缶リサイクル協会
<http://steelcan.jp/>
- リターナブルびんポータルサイト（ガラスびん 3R 促進協議会）
<http://www.returnable-navi.com/index.shtml>

ホームページアドレスは
いずれも令和6年4月
現在の情報です



使用イラスト(外部)

イラストの一部は、加工した上でマニュアルに掲載しております。

- かわいいフリー素材集 いらすとや
<https://www.irasutoya.com/>
- ごみイラスト素材集（経済産業省）
<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>

使用イラスト(所沢市)

下記はいずれも所沢市の公式ホームページです。

- トコロんのイラスト・ぬりえ
<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/iitokoro/tokoron/tokoronillust.html>
- 雑がみ分別チラシ（「雑がみ」の回収にご協力ください）
https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/gomi/recycling/haitai_zatugami.html

MEMO

集団資源回収のホームページ掲載はコチラ👉

「報償金・奨励金」ページ内

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/gomi/gomiteate/index.html>

「集団資源回収」で
サイト内検索すると
便利です♪



集団資源回収マニュアル

◆編集・発行 所沢市役所環境クリーン部
資源循環推進課
〒359-8501 所沢市並木1-1-1
TEL 04-2998-9146
FAX 04-2998-9394
Eメール a9146@city.tokorozawa.lg.jp

◆発行年月 令和6年5月

《このマニュアルは、森林保護・資源再生利用のため再生紙を使用しています。》

この紙が不要になりましたら「雑がみ」としてお出してください。「雑がみ」は貴重な資源です。